

天皇陛下が8月8日にお言葉を
出されて2カ月以上を過ぎた。そ
して、10月17日に「天皇の公務の
負担軽減等に関する有識者会議」
の第1回会合が開かれた。在野時
を過ぎずという言葉もある。私
は構成員として、高齢になられた
陛下の諸事情を鑑みるとき、負担
軽減や象徴天皇の在り方につい
て、慎重さを旨としながらもスピ
ード感をもって議論を進める大切
さを改めて痛感している。

公務をなおざりにしないお姿

産経新聞社とFNNの10月15日
・16日の世論調査では、「結論を
急ぐべきだ」は56・5%、「時間
をかけて慎重に検討すべきだ」は
41・3%となっている。有識者会
議は、バランスを図った運営を心
がけることになるだろう。私見で
は、まもなく88歳になられる天皇
陛下が、さらに高齢になられるこ
とへの配慮をまず優先すべきだと
考える。

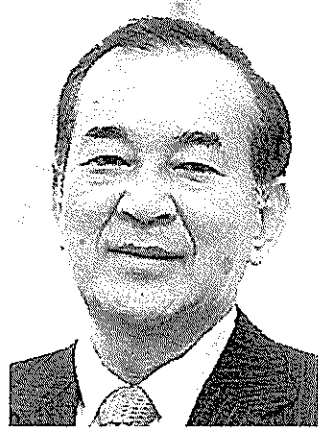
陛下は、平成15年1月の前立腺
がん手術、23年11月の気管支炎・
マイコプラズマ肺炎の治療、24年
2月の心臓冠動脈バイパス手術を

象徴天皇の在り方虚心に議論を

受けられた。しかし、気管支炎な
どから治療退院された5日後には
早くも、東日本大震災殉職者等全
国慰霊祭に出席され、バイパス手
術から退院された1週間後に東日
本大震災1周年追悼式に出席され
た。病後にさえ、公務をなおざり
にされないお姿には、国民として
尊敬申し上げる他ない。とはい
え、お言葉でも、2度の手術、
「高齢による体力の低下」にわざ
わざと及ばれた重みを十二分に咀
嚼しなくてはならない。

今回のお言葉では、憲法に規定
された象徴としての立場を踏まえ
つつ、人間天皇の心の内面を個人
として率直に語られた。天皇の憲
法上の地位について、第4条の
「国政に関する権能を有しない」
点を根拠に、現行の皇室制度に具
体的に触れることを控えながら、
個人的な感想を述べられたのであ
る。他方、陛下は8月8日に「戦
後70年という大きな節目を過ぎ

正論



東京大学名誉教授
山内 昌之

2年後には平成30年を迎えます」
と、ある種の歴史区分に踏み込む
発言をされている。そして、平成
30年は「明治150年」に当たる
のだ。それは日本史において近現
代を未来につなぐ画期となる年
なるかもしれない。

予断交えずあらゆる選択肢を検討

陛下による個人的な歴史的区分
の試みと、「明治150年」との
時間的暗合に何を読み解くべきか
は、国民各自の個性や考え方によ
って違いもあるだろう。

いずれにせよ、天皇は国民統合
の象徴であり、国民の総意として
の象徴天皇という地位にあるが、
この「総意」とは、総体としての
国民の意思、一般的な国民の意思
に他ならない。陛下の公務負担を
軽減するには、天皇を象徴たらし
めている国民の「総意」、総体と
しての国民の意思に沿った解決を
模索しなくてはならない。有識者
会議は、ひとまずあらゆる選択肢
について虚心に、予断を交えずに
検討することが不可欠なのであ
る。

「生前提位」を今の陛下に限ると

第二の問題は最大の難点といっ
てよい。産経・FNNの調査でも

そこで会議での専門家ヒアリン
グの重要論点は、「高齢の陛下の
公務負担を軽減するには、具体的
にいかなる道筋や方策が考えられ
るか、ということになる。それは
天皇の国事行為と公的行為をどう
理解するのか、公的行為は軽減可
能と考えるのかという点と不可分
の問いになる。大きく言えば2つ
の論点に収斂するのではないか。

第1に、現在の法的根拠に従っ
てご在位のままだとすれば、公務
の一部を見直すのか、「国事行為
の臨時代行」を設けるのか、摂政
を置くのか。いずれの道筋を可
とするのかということだ。

第2は、現行法では不可能であ
るが、讓位を可能にする道を開く
という点にある。これには、特別
法の制定と皇室典範の改正による
2つの道筋がある。前者なら現在
の天皇一代限り、後者なら恒久法
になるので今後全ての天皇制度に
適用されることになるだろう。

した人は24・5%であり、今後全
ての天皇にも可能だと答えた人は
69・6%になっている。スピード
感に重点をおけば前者、慎重さを
強調するならば後者に近づく。国民
に満遍なく理解が得られ国会でも
円満に合意が形成される政府への
提言はなかなか難しい。

法の裏付けでもいろいろな知恵
を必要とする。たとえば最近、横
皇裕介法制局長官は皇位の継承に
ついて、皇室典範で定めると規定
されていると、改めて確認しなが
らも、ある法律の特例や特則を別
の法律で規定することは、法制
上、可能だという解釈を示してい
る(平成28年9月30日の衆院予算
委員会)。

一般に、憲法第2条に規定する
皇室典範とは、特定の制定法であ
る皇室典範のみならず、皇室典範
の特例や特則を定める別法もそこ
に含まれるというのだ。これは政
府による法解釈の例であるが、有
識者会議は、この種のスピード感
と慎重さの平衡の上で、多彩な専
門家の意見がヒアリングで出てく
ることを期待している。

(やまうち まさゆき)